

報告第22号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容 等
第18号	平成30年11月8日	訴えの提起 について	1 事件番号 平成30年（ハ） 2 事件名 養父市ケーブルテレビジョン 利用料請求事件 3 被告 4 請求の趣旨 (1) 被告は原告に対し、45,000 円を支払え。 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。